

横浜市行政不服審査会答申
(第90号)

令和2年9月15日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「延滞金減免不許可決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、審査請求人が、失業等を理由に平成 30 年度固定資産税・都市計画税第 3 期分の延滞金の減免を申請したところ、横浜市港北区長（以下「処分庁」という。）が延滞金減免不許可決定処分（以下「本件処分」という。）をしたため、この取消しを求め、審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人は、令和元年 11 月 30 日の契約期間満了をもって、勤務先から雇い止めされ、失職した。

審査請求人は、令和 2 年 3 月 26 日現在、失業中で収入がなく、新型コロナウイルス感染症がまん延している中、生活している。

審査請求人は、A 生命保険株式会社に医療保険を掛けており、解約返戻金はあるものの、これを解約することは最低限の生活保障を害するものであるため、この解約返戻金は延滞金の支払いに充てることのできる財産に該当するものではない。

(2) 審査請求人は、平成 30 年度固定資産税・都市計画税第 4 期分の本税を、同第 3 期分の本税より先に支払ってしまったため延滞金が発生することになったが、先に支払ってしまった第 4 期分の本税を第 3 期分の本税に充当できることを知らされていなかった。知らされていれば、延滞金は発生しなかったものであり、処分庁の対応は納税者にとって不利益なものである。

(3) 審査請求人は、本件処分以前に延滞金の減免を受けている。本件処分時と事情が変わらないにもかかわらず、本件処分がされることは、処分庁の担当者ごとに減免処分の扱いが変わるものである。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 失業等により延滞金の減免が認められるためには、横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項第 5 号の事由に該当することが必要であるところ、審査請求人には、令和元年 12 月 17 日時点で生命保険の解約返戻金***, ***円があり、納付に充てることができる財産が認められる。

審査請求人は、生命保険は解約できない旨述べるが、滞納処分が制限される「最低限の生活」には、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 75 条から第 78 条までに差押禁止財産の規定があり、解約返戻金はこれには該当しない。これに加え、生命保険の支払いはその後も継続され、解約返戻金額も増額していることによれば、審査請求人は市税の納付よりも保険料の支払いを優先しているものである。

(2) 審査請求人は、いわゆる「飛び越し納付」（第 4 期分を第 3 期分に充当していれば延滞金が発生していなかった。）の主張をしているところ、第 4 期分は令和元年 5 月 20 日、第 3 期分は同年 10 月 7 日に納付されているため、仮に第 4 期分を第 3 期分に充当したとしても、第 4 期分に延滞金が発生したものである。

そもそも、第 4 期分の納付書によって納付されたものを第 3 期分に充当するには、納税者の意思によることが必要であるところ、本件では審査請求人からその旨の意思の連絡はなく、処分庁にて案内をしなければならないとする法的根拠はない。

(3) 審査請求人は、本件処分以前に、延滞金の減免を受けたことがあるものの、そのときの財産の判明状況等、判断の前提は異なるものである。なお、担当者によって判断が変わるものではない。

(4) 以上、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 369 条第 2 項において、「市町村長は、納税者が前項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。」と定めている（同法第 702 条の 8 第 7 項により都市計画税に係る延滞金額についても当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。）。

横浜市においては、上記法令の根拠を受け、規則第 9 条において、延滞金の減免事由を同条第 1 項第 1 号から第 10 号までに定めている。

本件では、そのうち、第 5 号「納税者が失職等により、事情やむを得ないものがあると認められるとき」に該当するかが主に問題となるが、その他各号に該当しないかについても検討する。

(2) 認められる事実

本件で、当事者間に争いがない事実及び証拠により容易に認められる事実は、次のとおりである。

審査請求人は、平成 30 年 1 月 1 日時点において、審査請求人名義の不動産（以下「本件不動産」という。）を所有している。

審査請求人は、本件不動産に係る平成 30 年度固定資産税・都市計画税のうち第 3 期分の本税（平成 31 年 1 月 4 日納期限）、第 4 期分の本税（平成 31 年 2 月 28 日納期限）について、第 4 期分の本税を令和元年 5 月 20 日に、第 3 期分の本税を同年 10 月 7 日に納付した。

審査請求人は、処分庁に対し、上記各納付に際し、第 4 期分の本税を第 3 期分の本税に充当する旨の意思表示はしていない。なお、処分庁は審査請求人に対し、この充当ができる旨の案内はしていなかった。

(3) 争点

- ア 規則第 9 条第 1 項各号の要件該当性
- イ その他審査請求人の主張の当否

(4) 争点に対する判断

ア 審査請求人は、平成 30 年度固定資産税・都市計画税第 3 期分の延滞金

を失業等を理由に減免されるべき旨主張するため、まずは、延滞金の減免について検討する。

規則第9条は、地方税法第369条第2項及び同法第702条の8第7項の規定を根拠に制定された規定である。

本件は、審査請求人が固定資産税及び都市計画税を延滞したものであるところ、そもそも固定資産税は、固定資産を課税物件として課される租税であり（地方税法第349条）、都市計画税は、市町村が、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内の一定の土地及び家屋に対して課す目的税であり（地方税法第702条）、いずれも市町村税として、市町村の重要な財源である。

そして、各種の租税の税負担については、租税法律関係に基づいて、国民は法令の規定に基づき平等に取り扱われなければならない。

本件で問題となる延滞金とは、市町村税の全部又は一部を納期限内に納付しない場合に、未納税額を課税標準として課されるものであるところ（地方税法第369条第1項等）、私法上の債務関係における遅延利息に相当し、納付遅延に対する民事罰の性質とともに、期限内に申告し、かつ、納付した者との間の負担の公平を図り、さらに、期限内納付を促すことを目的とする。

このような延滞金の目的及び性質等に鑑みれば、延滞金の減免が認められる場合とは、納税者が本税を納期限内に納付できなかったことについて、納税者の責めに帰することができないようなやむを得ない事情が客観的に認められ、かつ、これにより延滞金を減免しないことが酷な結果と認められる場合と解するのが相当である。

イ 処分庁は、市税の延滞金の減免について規則第9条を制定しているところ、本件では、規則第9条第1項第5号及びその他各号の該当性が問題となる。

規則第9条第1項第5号は「納税者が失職等により、事情やむを得ないものがあると認められるとき」と定めているところ、この規定の解釈においては、前述した延滞金の目的及び性質等も鑑みれば、納税者が失職等をした事実に加え、納税者が所有する資産の有無及び額等も勘案し、延滞金を減免しないことが酷な結果と認められるか否かを総合的に判断するこ

とが、税負担の観点からも公平であることは明らかである。

本件では、審査請求人は「雇止め通知書（2019年10月25日付）」を提出しており、処分庁も審査請求人が失職をした事実は認めており、これに争いはない。

次に、本件では、審査請求人には、処分庁の財産調査に基づいて令和元年12月16日時点で解約返戻金***、***円を有する保険契約（以下「本件保険契約」という。）が存在していることが認められる。ところで、本件保険契約につき、審査請求人は医療保険と主張し、処分庁は生命保険と主張するところ、A生命保険株式会社からの照会回答書によれば、保険種類は「スーパーがん保険」、保険期間は「終身」と一生涯で、受取人は「主たる被保険者の死亡保険金 ○○○○」と「死亡保険金」と記載されていることによれば、本件保険契約は少なくとも生命保険契約の性質を有するものと認められる。

さて、審査請求人は、本件保険契約の内容は医療保険であり、最低限の生活のためには不可欠であり、これをもって財産があると判断することは妥当でない旨述べる。

確かに、医療保険は、被保険者が疾病等にり患したときに保険給付される保険であり、日常生活を安心して送るために有益なものであると認められる。

しかし、仮に、本件保険契約に医療保険の性質を含む保障が含まれていたとしても、解約返戻金が存在する場合には、本件保険契約に財産的価値が認められることは明らかというほかない。

処分庁も主張するとおり、民間の保険契約に係る解約返戻金については、国税徴収法第75条から第78条までの差押禁止財産に該当するものではなく、これは医療保険の性質を有するものであっても変わりはない。

前述のとおり、本件保険契約が生命保険契約の性質を有することは既に述べたものであるところ、医療保険契約であったとしても、解約返戻金が存在する場合には、当該解約返戻金額に見合う財産的価値があると認めることが相当であり、これに反する審査請求人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

ウ 以上によれば、本件にて、審査請求人には、失職の事実は認められるも

のの、本件保険契約の解約返戻金が***,***円以上もあり、相当な財産があることから、これらの財産額をもってすれば、本件の延滞金の納付を義務付けることをもって過酷な結果が生ずるとは到底認められるものではない。

エ その他、審査請求人は、「飛び越し納付」に関する主張及び以前の延滞金減免の許可との違い等に関して主張する。

これにつき、そもそも固定資産税及び都市計画税の納付については、処分庁から審査請求人に対し、納付書が送付されており、納付書にはいずれの納期限の本税を支払うか明記されているものである。そうだとすれば、いずれの納期限の本税を支払うことにしたのかは、納付者たる審査請求人が選定して納付したものであって、これにつき、処分庁において、別の納期の本税に充当する義務を負っていると解したり、あるいは、納付者に対し、飛び越し納付の告知をするべき義務があるとは解されない。これは、地方税法及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）並びに規則の規定にも、処分庁にそのような義務があるとの規定は見当たらないものである。なお、本件で「飛び越し納付」が納付時にされていなかったとしても、令和元年10月7日の納付では第4期分にて延滞金が発生するものであって、延滞金の発生という結果には変わりはない。

したがって、「飛び越し納付」に関する審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、以前の延滞金減免の許可との相違を述べるが、そもそも以前減免されたことをもって、それ以降も減免されることの法的期待があるとは認められないし、そのような期待は保護されるものではない。処分庁において、財産調査の結果、判明した財産に基づきなされたものである以上、審査請求人の主張は独自の主張と言わざるを得ない。

その他、本件事案の主張及び証拠をみても、審査請求人の主張により減免を認めるべき事情は見当たらないものである。

(5) 結語

以上によれば、本件処分には、違法又は不当な点は見当たらないから、本件審査請求は棄却することが相当である。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年4月13日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年5月1日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和2年5月13日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年6月4日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和2年6月17日	・ 反論書の受理
令和2年7月10日	・ 反論書の送付
令和2年7月21日	・ 審理手続の終結
令和2年7月27日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年7月28日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年9月15日	・ 調査審議